

白岡市住宅用防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この告示は、白岡市安全で安心なまちづくり推進条例（平成18年白岡町条例第41号）第4条第3号の規定に基づき、市民の防犯対策を推進し、安全で安心して暮らせるまちの実現を図るため、市内の住宅等に防犯カメラを設置した市民に対し、予算の範囲内において、白岡市住宅用防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則（平成10年白岡町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 住宅等 一戸建て住宅（併用住宅を含む。）又は共同住宅（専用部分及び専用使用権が認められた共用部分に限る。）をいう。
 - (2) 防犯カメラ 自ら居住する住宅等の防犯対策強化を図るため、当該住宅等の敷地内に継続して設置するカメラ、録画装置、モニターその他関連機器により構成された撮影装置（録画機能付きドアホン等を除く。）をいう。
 - (3) 画像等 防犯カメラによって撮影され、又は録画された画像及び音声をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 補助金の交付を申請する日において市内に住所を有する世帯主であること。
 - (2) 本人が住宅等の所有者でない場合は、防犯カメラを設置することについて所有者の同意を得ていること。
 - (3) 本人及び当該住宅等に居住する者がこの補助金の交付を受けていな

いこと。

(4) 補助金の交付を申請する日において市税等（市が賦課した市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）の滞納がないこと。

(5) 本人及び当該住宅等に居住する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。

）は、補助対象者自らが居住する住宅等において侵入等の被害を防止するため、市長が別に定める期間内に購入及び設置が完了した防犯カメラに係る費用とする。

2 前項の補助対象となる防犯カメラが次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) リース品

(2) 室内に設置するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。

）は、補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）のうち、防犯カメラの購入及び設置に要する経費（クーポン券又はポイントで支払った額に相当する額を除く。）とする。

2 防犯カメラの保守点検費、その他維持管理費用は補助対象経費としない。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額と3万円を比較し、いずれか低い額の1,000円未満を切り捨てた額とする。

（補助金の交付の申請等）

第7条 規則第6条第1項の申請書の様式は、様式第1号の白岡市住宅用

防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼請求書のとおりとする。

2 規則第6条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第3号の規定による市長の定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費に係る領収書又はレシート（購入日、製品名、型番、本体価格及び購入した店舗等の名称が記載されているもの）及びその内訳書の写し

(2) 防犯カメラの概要が分かるカタログ等

(3) 防犯カメラの設置状況が確認できる写真

(4) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付申請の受付開始日及び提出期限は、市長が別に定める。

4 市長は、補助金の交付申請の総額が当該補助を行う年度の予算の範囲を超える見込みのときは、当該年度に係る補助金の交付申請の受付を終了することができる。

（補助金の交付等の決定）

第8条 規則第9条第1項又は第2項の規定による通知書の様式は、様式第2号の白岡市住宅用防犯カメラ設置費補助金交付（不交付）決定通知書のとおりとする。

（実績報告）

第9条 規則第15条の規定による報告書の提出は要しないものとする。

（書類の整備）

第10条 第8条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の対象となった防犯カメラ（以下「補助対象機器」という。）の購入及び設置に係る支出を明らかにした帳簿等の書類を整備し、補助金の交付を受けた日から起算して5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第11条 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、補助対象機器を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、

交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（補助金の返還）

第 12 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（交付決定者の義務）

第 13 条 交付決定者は、画像等及び画像等から知り得た情報は、犯罪抑止の目的以外で使用しないものとし、他者のプライバシーを侵害することのないよう画像等を適切に管理するものとする。

2 交付決定者は、法令に定めがある場合又は犯罪捜査の目的で、警察、検察等から要請があった場合は、画像等を提供するものとする。

3 交付決定者は、市から防犯カメラの設置状況の調査等を求められたときは、これに協力するものとする。

（その他）

第 14 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に補助金の交付の決定を受けた者に係る第 10 条から第 13 条までの規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

白岡市住宅用防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）白岡市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

白岡市住宅用防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請（請求）額等

補助対象経費額	円
交付申請（請求）額	円（1,000円未満切り捨て） （上限 3 万円）
設置場所（住宅等所在地）	白岡市
建物の所有区分	☐ 持家 ☐ 借家
防犯カメラの概要 （メーカー・機種名等）	
設置年月日	年 月 日

2 添付書類

☐ 防犯カメラ購入又は設置工事に係る領収書（又はレシート）等の写し （購入日、機種名、購入価格及び購入店舗等の名称が記載されたもの）
☐ 防犯カメラの概要が分かるカタログ等
☐ 実施写真：設置・取付けしたことがわかる写真（設置前、設置後）

3 振込先口座（申請者の名義であるもの）

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店
預金種別	普通・当座	店番号
口座番号		※ゆうちょ銀行の場合は、記号及び番号を記入してください。
（フリガナ）		
口座名義		

※ 裏面も必ず記入してください。

4 誓約・同意・確認事項

誓約・同意事項

私は、本補助金の申請に当たり、以下の事項について誓約・同意します。

- 1 市税等の滞納はありません。
- 2 この申請に係る審査に当たり、住民基本台帳及び市税の納付状況等について、公簿等により確認することに同意します。
- 3 暴力団員ではありません。補助金の審査のために必要があると市長が認める場合は、警察に照会することに同意します。
- 4 補助対象事業について、苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応し、紛争が生じたときは、自己の責任において解決します。
- 5 撮影した画像データ及び撮影した画像データから知り得た情報は、犯罪抑止の目的以外で使用しません。また、他者のプライバシーを侵害することのないよう適切に管理します。
- 6 撮影した画像データは、法令に定めがある場合又は犯罪捜査の目的で警察、検察等から要請があった場合は、これを提供します。
- 7 市から、防犯カメラの設置状況の調査等への協力を求められたときは、これに応じます。

確認事項

私は、設置する防犯カメラについて以下のとおり確認しました。

- 1 防犯カメラの撮影範囲は、設置する住宅等の敷地内です。また、やむを得ず敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の使用者に事前に説明を行い、同意を得ています。
- 2 防犯カメラの設置場所は、次のいずれかに該当します。
 - ・【持家の場合】
自身又は世帯員が所有する住宅等の敷地内です。
 - ・【借家の場合】
防犯カメラを設置することについて、所有者に同意を得ています。

上記の各事項の内容を確認し、相違ないことを誓約いたします。

年 月 日

氏名(自署)

様式第 2 号（第 8 条関係）

白岡市住宅用防犯カメラ設置費補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付けで交付申請のあった白岡市住宅用防犯カメラ設置費補助金については、下記のとおり決定したので、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則第 9 条（第 1 項・第 2 項）の規定により通知します。

記

1 交付する。

(1) 交付決定額 金 円

(2) 交付の条件

2 交付しない。

理由